

放送コンテンツのネット配信における DRM について

Digital Rights Management on Webcasting Contents

児玉晴男†

Haruo Kodama

1. まえがき

放送アーカイブの構築は、「e-Japan 戦略 II」の先導的取り組み (5.知) でも取上げられている¹⁾。この放送アーカイブを放送コンテンツとしてネット配信をすすめるうえで、デジタル権利管理(Digital Rights Management : DRM) が重要になる²⁾。ここで、放送コンテンツのネット配信をすすめるうえで、著作権の問題とプライバシーの問題が障害になっている。すなわち、著作権、すなわち経済的な権利とは別の問題として、著作者人格権および肖像権に関するものがある。したがって、それらの課題の解決は、DRMの対象とする権利(Rights)に著作権とプライバシーに関する合理的な関係を見いだすことになる。本稿は、放送コンテンツのネット配信をすすめていくための著作権と著作者人格権・肖像権の相互関係について DRM の面から検討する。

2. 放送コンテンツの DRM の課題

「e-Japan 戦略 II」では、放送アーカイブとともに出版アーカイブが多様なコンテンツの提供の例示にかかげられている。ここで、放送コンテンツには映像とテキストが共存する。ここに、放送コンテンツの広義のとらえ方として、放送アーカイブと出版アーカイブが融合した形態が想定できる。この点から、放送と通信が融合したメディア融合環境が形成される中の放送コンテンツのビジネスモデルの一事例として、放送大学教材の放送コンテンツのネット配信があげられよう。ただし、放送コンテンツの各コンテンツの二次利用に関わる権利処理が障害になっている³⁾。

文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代 GP プログラム)」「アーカイブ活用による双方向型遠隔教育」(平成 16-18 年度、申請機関:放送大学)(放送大学現代 GP プロジェクト)は、その実施プランに対して、放送大学の放送番組教材と印刷教材のそれぞれの権利処理をあげている。放送番組教材については、NHK 等素材の二次使用(ネット配信)の権利処理、主任講師(客員教員)、担当講師、その他出演者に対しての著作権料・出演料、肖像権に関する対応が必要になっている。また、印刷教材については、放送大学、講師、放送大学教育振興会、国立印刷局との間における印刷教材の製作に関わる権利関係からの対応が必要になる。

放送大学教材のアーカイブにあたっての権利処理の問題点として、放送番組教材の放送から通信へというネット配信への転換に関する対応と、権利処理の対象となる印刷教材の素材と権利者との関係の複雑さがあげられている。なお、放送番組教材は公表から 4 年経過以降の放送をしないこととし、印刷教材は発行から 4 年経過以降に放送大学教育振興会とは別の出版社から出版ができるという契約内容

を有している。また、放送番組教材に関しては、プライバシーや肖像に関する権利の対応によっては、アーカイブやその利活用がすすめられない状況がある。ここに、放送大学教材のアーカイブにあたっての再契約が複雑になり、権利処理の政策的な見地から、それを回避するためにあらかじめネット配信の許諾を得るという定型の方向づけになってしまうことになる⁴⁾。

3. 放送コンテンツの構造と DRM の権利の関係

放送と通信が融合したメディア融合環境において、放送アーカイブ自体のストリーミングやオンデマンドコンテンツの提供にとどまらない放送コンテンツの新しい形態とビジネスモデルが見出されなければならないだろう。ここに、放送コンテンツの DRM における権利の対応関係について、明確にしておく必要がある。

3.1 放送コンテンツの形態

放送大学教材アーカイブを活用する放送コンテンツの形態が、放送大学の印刷教材(テキスト)・テレビ番組(映像)・ラジオ番組(音声)を融合し、あわせて権利管理に配慮した形態になる。この放送コンテンツは、放送大学の印刷教材をベースに放送番組教材とキーワード(目次、索引、放送番組シナリオ)でリンクさせた学習コンテンツのプロトタイプになる⁵⁾。この放送コンテンツの形態は、著作権の保護と著作権の制限の関係から構成されている。著作物としての放送コンテンツの著作権の保護と著作権の制限との関係は、放送コンテンツの全体と部分との関係からいえば、図 1 の関係になる。

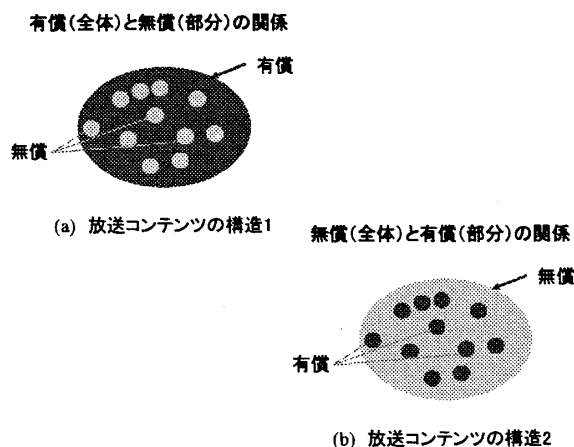


図 1 放送コンテンツの権利の関係からの構造モデル

放送コンテンツの DRM の想定している権利の対象は放送コンテンツが編集著作物(データベースの著作物)に対する全体的な権利(経済的な権利)であり、放送コンテン

† (独) メディア教育開発センター, NIME

ソの部分的な権利の関係と人格的な権利の関係は放送コンテンツのDRMにおいては想定外といえる。

ここに、放送コンテンツの構造と権利の関係からのモデル化からいえることは、共同著作が著作権法において複数の著作者の渾然一体化を認めるとしても、1) 共同著作者間の関係、2) 映画の著作物のように共同著作物の全体の中で部分的な対応関係が共同著作者の間で特定、3) 法人が著作者の3パターンに分けうる。

3.2 放送コンテンツのDRMの権利の対象

放送コンテンツは、著作物の創作に留まるものではなく、公表(出版(発行))される対象である。したがって、放送コンテンツの権利の帰属の課題は、放送コンテンツ自体を検討すればすむわけではない。すなわち、放送コンテンツの伝達や製作に関する検討も加える必要がある(著作権法1条、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律2条)。これは、放送コンテンツの伝達と公表(出版(発行))にあたって、放送コンテンツのDRMの権利の対応関係を明確にするためである。

わが国における放送コンテンツに関する権利の帰属が大学および/または教員という表記は、その関係が著作権の譲渡、さらに著作権と著作隣接権との関係など、権利の帰属の内容が一義的に特定しえない問題を内包する。したがって、権利の帰属が大学および/または教員という表記には、著作権の譲渡および著作隣接権の自動公衆送信への拡張の関係から、図2のような関係が想定されよう。

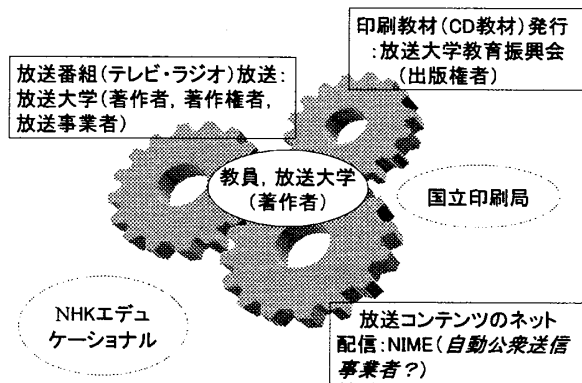


図2 放送コンテンツのDRMの権利の対象とその相互関係

印刷教材のアーカイブでは放送大学・教員・放送大学教育振興会・国立印刷局との関係、放送番組教材のアーカイブでは放送大学・教員・メディア教育開発センター、NHKエデュケーショナルとの関係が明確になっていないことに現れている。このような課題は、大学と教員との権利関係を明確にし、放送コンテンツの創作および放送コンテンツの伝達(送信)の権利関係を見いだすことに集約される。

放送コンテンツのネット配信が著作権の制限と著作権の保護と経済的な権利において課題解決がなされたとしても、人格的な権利の課題解決が残される。放送コンテンツのネット配信の障害としての肖像権は人格的な権利である。放送コンテンツのネット配信を促進するためには、図3のような放送コンテンツの公開・非公開を前提にする人格的な

権利と経済的な権利との相互関係を考慮しなければならない。

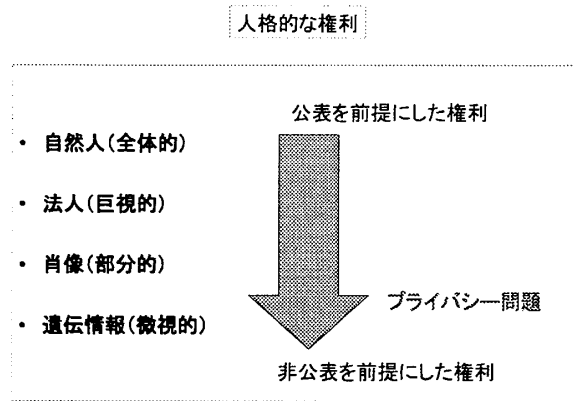


図3 放送コンテンツの人格的な権利の性質

4. おわりに

放送コンテンツのネット配信に関するDRMを考えると、その権利(Rights)の対象は、単純に著作権に置き換えられるわけではない。すなわち、わが国においては、著作者人格権、出版権、実演家人格権、著作隣接権についても考慮する必要がある。しかも、それは、著作権の帰属に関して、著作者、著作権者、著作権等管理事業者において違いがなくとも、著作者人格権(実演家人格権)に関しては関連性がない。ここに、放送コンテンツのネット配信のDRMは、著作権と公開を前提の著作者人格権(実演家人格権)の相互の関係から、非公開を前提の肖像・プライバシーに関する権利を包括的にとらえるものでなければならない。

謝辞

本論文の調査研究に関しては、放送文化基金助成「放送コンテンツのインターネット配信に関する著作権とプライバシーの相関問題の研究」(平成18年度、研究代表者: 児玉晴男)によっている。

参考文献

- 1) IT戦略本部: e-Japan戦略II, pp.18-128, 2003.
- 2) 独立行政法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター「情報と社会」研究開発領域計画型研究開発: 「高度情報社会の脆弱性の解明と解決成果報告書」, pp.105-128, 2007.
- 3) 放送大学学園: デジタル情報に係る著作権処理に関する基礎的調査研究報告書, p.65, 2004.
- 4) 放送大学: 「現代的ニーズ取組支援プログラムアーカイブズ活用による双方向型遠隔教育」報告書, pp.84-85, 2007.
- 5) 児玉晴男: 放送大学教育振興会研究助成「放送大学教材のアーカイブズの利活用に関する実証的な研究」(平成17-18年度)報告書, 2006, 2007.

以上